

## 学園関係者に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応ガイドライン(第2版)

2020年3月11日(第1版)

2020年10月5日改訂(第2版)

### ■ガイドラインの改訂にあたって

本ガイドライン(第2版)は、学生・生徒・児童(以下、児童生徒等という。)や教職員等の学園関係者に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応について、一般的に必要と想定される対応を整理したものです。この間の文部科学省や厚生労働省等からの通知や学園・大学・学校での実際の対応状況などを踏まえて、このたび改訂することとしました。本ガイドラインは、感染者発生時の標準的な対応の流れを示したものであり、各大学・学校・キャンパス・各部における対応にあたっての参考としてください。

なお、ガイドライン(第1版)では、①児童生徒等、②教職員、③その他関係者の3つのケースを想定して整理していましたが、内容の重複が多かったことから、今次改訂(第2版)では、これらを一つにまとめることとしました。

#### 目次

1. 感染者発生の第一報
  2. 対応体制
  3. 感染または感染疑い等のある児童生徒等・教職員等への聞き取り
  4. 感染者または感染疑い等が発生した場合の類型と対応ガイドライン
  5. 本人の出席停止・出勤停止措置
  6. 感染経路の特定および濃厚接触者の特定にかかる調査への協力
  7. 学校の臨時休業の判断
  8. 感染者が発生した際の使用施設等の消毒について
  9. 感染者発生の公表
  10. 当該の児童生徒等へのケア
  11. 臨時休業や出席停止を行う場合の配慮
  12. 児童生徒等および教職員への感染予防策実施の再徹底
  13. キャンパス・施設の保全管理
  14. 国際寮、合宿所など居住・宿泊施設において感染者が発生した場合
  15. 授業担当講師や非常勤教員等に感染者が発生した場合
  16. クラブの監督・コーチ等の指導者に感染者が発生した場合
  17. 関係機関等(生協、クレオテック、委託先企業、工事関係者等)の従業員に感染者が発生した場合
  18. 体調不良者が仕事や学校を休んだ際の復帰基準について
- <参考リンク>

■学園関係者に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応ガイドライン(第2版)

項目	内容・対応
1. 感染者発生の一報	<p>・児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人（や保護者）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされます。各大学・学校においては、児童生徒等や保護者、教職員に対して、感染が判明した場合には、速やかに大学・学校に連絡するよう周知をはかってください。</p> <p>&lt;附属校の場合&gt;</p> <p>・附属校においては、保護者等からの一報を受けた際は、速やかに校長をはじめ学校執行部に報告・共有してください。</p> <p>&lt;立命館大学の場合&gt;</p> <p>・教員が、学生等から感染した、または濃厚接触者になったとの一報を受けた際には、所属学部・研究科の事務長にご連絡ください。</p> <p>・学部・研究科事務室または各部課において、感染者の発生または濃厚接触者の一報を受けた場合、情報共有の迅速性をはかるため、次の部課・役職者にメールにてご連絡・共有いただくようお願いします。</p> <p>■感染者・濃厚接触者が<b>学生（学部生、大学院生）</b>の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健センター（所長）</li> <li>・学生部（次長、当該キャンパスの学生オフィス課長、保健課長）</li> <li>・教学部（事務部長、当該キャンパスの教学部次長、当該学部・研究科の事務長）</li> <li>・総務部（常務理事・部長、当該キャンパスの事務局長・地域連携課長、総務課長）</li> </ul> <p>※留学生または海外留学プログラム参加者に関する情報の場合は、国際部（次長、当該キャンパスの国際課長）を報告先に加えてください。</p> </div> <p>■感染者・濃厚接触者が<b>教職員</b>の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健センター（所長）</li> </ul> </div>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生部（保健課長）</li> <li>・ 人事部（部長、給与厚生課長）</li> <li>・ 総務部（常務理事・部長、当該キャンパスの事務局長・地域連携課長、総務課長）</li> </ul> <p>※教員に関する情報の場合は、教学部（事務部長、当該キャンパスの教学部次長、当該学部・研究科の事務長）を報告先に加えてください。</p> <p>※報告を受けた上記の部課では、必要に応じて関連する役員・役職者・部課等に報告・共有します。</p> <p>※個人情報の取り扱いは厳重に行っていただくようお願いいたします。</p> <p>※APU は APU 内の緊急連絡網にもとづきます。</p> <p>&lt;文部科学省への報告&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学等において感染者が発生した場合は、文部科学省への報告を行います（報告先：私学行政課）。立命館大学は総務課より、APU はアドミニストレーションオフィスより報告します。</li> </ul> <p>※附属校は、自治体からの通知等を踏まえて、必要に応じて各自治体の所轄部門に報告します。</p> <p>【根拠】「大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について」（2020年9月15日文部科学省）</p> <p><a href="https://www.mext.go.jp/content/20200916-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf">https://www.mext.go.jp/content/20200916-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf</a></p>
2. 対応体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「リスクマネジメント基本要綱」（2019年7月9日改定）にもとづき、次の対応体制をとります。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>レベル1：主管部署</li> <li>レベル2：キャンパス（学校）危機対策本部</li> <li>レベル3：法人危機対策本部</li> </ul> </div> <p>※必要に応じて立命館大学感染症対策委員会との連携をはかります。</p> <p>※個別の発生事例の場合、通常は、レベル1：主管部署での対応となります。</p> <p>（注）レベル1（感染症流行のおそれ）、レベル2（感染症</p>

	<p>流行により学生等に休暇者が増えつつある)、レベル3 (感染症の蔓延により学校運営停止のおそれ)。</p>												
<p>3. 感染または感染疑い等のある児童生徒等・教職員等への聞き取り</p>	<p>・報告を受けた部課は、「聞き取り用シート」により、感染または感染疑い等のある児童生徒等・教職員に聞き取りを行い、シートに記入のうえ、上記の報告先にメールで送付してください。</p> <p><b>【聞き取り用シート】</b></p> <p><a href="http://www.ritsumei.ac.jp/file.jsp?id=470154&amp;if=.xlsx">http://www.ritsumei.ac.jp/file.jsp?id=470154&amp;if=.xlsx</a></p> <p>※個人情報の取り扱いに注意するため、シートにはパスワードを設定し、パスワードは別メールにてご連絡ください。</p> <p>・保健センター（学校医、産業医）において、当該症例の類型を判断のうえ、対応（2週間自宅待機／健康観察等）について指示を行います。保健所または医療機関から、より長期の自宅待機や健康観察の指示を受けている場合は、それに従ってください。</p> <p>・保健センター（学校医、産業医）の指示にもとづき、当該の学生・教職員等への連絡・指示を行ってください。</p> <p>・その後の当該学生・教職員等の状況に変化があった場合は、上記の連絡先に報告・共有してください（PCR検査を受けている／陽性・陰性の結果が判明した／入院・治療中である／回復した等）。</p> <p>※附属校、APUにおいては、各学校の学校医に報告・相談のうえ対応を判断するものとします。</p> <p>※附属校所属の教職員の場合は、上記、立命館大学の対応に準じます。</p>												
<p>4. 感染者または感染疑い等が発生した場合の類型と対応ガイドライン</p>	<p>・感染者または感染疑い等が発生した際の症例や感染者との接触状況等による類型化と対応のガイドラインを定めていますので、ご参考にしてください。</p> <table border="1" data-bbox="603 1704 1353 1993"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>症例・接触状況</th> <th>対応ガイドライン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>患者（確定例）</td> <td>治療（入院、宿泊療養、自宅療養）</td> </tr> <tr> <td>A1</td> <td>疑似症</td> <td>治療（入院、宿泊療養、自宅療養）</td> </tr> <tr> <td>A2</td> <td>無症状病原体保</td> <td>隔離（入院、宿泊待機、自</td> </tr> </tbody> </table>	類型	症例・接触状況	対応ガイドライン	A	患者（確定例）	治療（入院、宿泊療養、自宅療養）	A1	疑似症	治療（入院、宿泊療養、自宅療養）	A2	無症状病原体保	隔離（入院、宿泊待機、自
類型	症例・接触状況	対応ガイドライン											
A	患者（確定例）	治療（入院、宿泊療養、自宅療養）											
A1	疑似症	治療（入院、宿泊療養、自宅療養）											
A2	無症状病原体保	隔離（入院、宿泊待機、自											

	有者	宅待機)
B	濃厚接触者	2週間自宅待機、健康観察
b	接触者	2週間健康観察
C	濃厚接触者の濃厚接触者	2週間健康観察
c	濃厚接触者の接触者	2週間健康観察

(作成者) 立命館保健センター所長

※保健所または医療機関から、より長期の自宅待機や健康観察の指示がある場合は、それに従ってください。

※「2週間健康観察」のみの場合、自宅待機等の行動制限を行う必要はありません。感染予防に注意しながら日常生活を過ごしていただいて差し支えありません。

※健康観察については、立命館保健センター作成の「健康観察用紙」をご活用ください。

<http://www.ritsumei.ac.jp/file.jsp?id=469812&if=.xlsx>

#### ■上記表の類型についての解説

【A1 疑似症】は、症状や状況から感染者である蓋然性が高いが、検査で確認されていない者。

- ・感染者との接触歴があり発熱などの症状がある者、流行地に渡航または居住して発熱などの症状がある者、発熱などの症状があり CT 等で肺炎があり入院を要する状態で医師が新型コロナ肺炎を疑う者など。

【A2 無症状病原体保有者】は、接触者へのサーベイなどで検査が行われたケースなど、症状はないが検査陽性の者。

【B の濃厚接触者】は、「患者（確定例）」の感染可能期間<sup>注</sup>に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることの出来る距離（目安として 1 メ

ートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)。

注)「患者(確定例)の感染可能期間」とは、発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状(以下参照)を呈した2日前から隔離開始までの間、とする。

\*発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など

【Bの濃厚接触者】は、A:患者確定例と濃厚接触をした者で、経過観察中に発熱や風邪症状が出れば、A1疑似症例にランクアップして、PCR検査対象になり、陽性ならば更にA:患者確定例にアップする。

【b:接触者】は、アルバイト先や所属クラブが同じであるなど、A:患者(確定例)と接触はあるが、濃厚の基準を満たさない者を示す。

【Cやc】は、対策の対象に入らないため、健康観察のみで可とする。BがA化したとき、CはBに変わる可能性があるので、対象の事前のリストアップは重要となる。

#### ■濃厚接触者を2週間出席停止にすることについて

【根拠】「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(2020.9.3 Ver.4/文科省)

[https://www.mext.go.jp/content/20200903-mxt\\_kouhou01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200903-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf)

<感染者や濃厚接触者等の出席停止>

・児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ります。

・なお、濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間とします。感染者や濃厚接触者が教職員である場合には、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専

	<p>念義務の免除等により出勤させない扱いとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・濃厚接触者が PCR 検査の結果、「陰性」となった場合においても、2 週間の出席停止・出勤停止の措置については変わらないものとし（潜伏期間や PCR の感度の限界により偽陰性が生じうるため）。</li> </ul> <p>（参考）「退院基準及び濃厚接触者に対する検査等の見直しについて」（厚生労働省）</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000635506.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000635506.pdf</a></p>
<p>5. 本人の出席停止・出勤停止措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学長・校長は、学校保健安全法第 19 条にもとづき出席停止措置をとります。出席停止期間は治癒するまでとします。</li> <li>※濃厚接触者の出席停止期間は、上記 4. の通り。</li> <li>※保健所または医療機関の指導・指示にもとづく。</li> </ul> <p><b>【学校保健安全法第 19 条】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。</li> </ul> <p>&lt;教職員の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人は、感染症法に基づき都道府県知事が該当する労働者に対して就業制限や入院の勧告等を行った場合は、就業させないようにする必要があります（この場合は、労働安全衛生法第 68 条に基づく就業禁止措置の対象とはなりません）。</li> <li>・出勤停止期間は治癒するまでとします。</li> <li>※保健所または医療機関の指導・指示にもとづく。</li> </ul> <p><b>【治癒したと判断される場合とは？】</b>（厚労省 HP より）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発熱や咳等の呼吸器症状が消失し、鼻腔や気管などからウイルスを検出できなくなった状況の場合、「治癒した」と判断されており、医師の判断によります。</li> </ul>
<p>6. 感染経路の特定および濃厚接触者の特定にかかる調査への協力</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所の指導・指示を踏まえて、保健所が行う感染経路の特定および濃厚接触者の特定等のための調査に協力します。</li> </ul>

	<p>【濃厚接触者とは（国立感染症研究所）】</p> <p>●「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」（「無症状病原体保有者」を含む。以下同じ。）の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者</li> <li>・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者</li> <li>・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者</li> <li>・その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。</li> </ul>
<p>7. 学校の臨時休業の判断</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">学校で感染者が発生した場合の臨時休業について</p> <p>【根拠】「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（2020.9.3 Ver.4／文科省）  <a href="https://www.mext.go.jp/content/20200903-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf">https://www.mext.go.jp/content/20200903-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、設置者は、保健所による濃厚接触者の範囲の特定や検査に必要な日数・範囲で臨時休業を実施します（濃厚接触者の特定に時間を要しない場合や、濃厚接触者がいない等の場合においては、必ずしも臨時休業の必要はありません）。</li> <li>・現在は、感染者が発生した後、1～3日の臨時休業を実施してから、学校を再開する例が一般的です。</li> <li>・学校の設置者が、学校保健安全法第20条に基づく学校の全部または一部の臨時休業を行うのは、保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合です。学校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業とすることが適当です。このような判</li> </ul>

	<p>断は、一般的には次の事項を考慮して検討されます。</p> <p>①学校における活動の態様：感染者が、学校内でどのような活動を行っていたか。屋外で主に活動していた場合と、狭い室内で特定の少人数で過ごしていた場合、不特定多数との接触があり得た場合など、活動の態様によって感染を広めているおそれは異なってきます。</p> <p>②接触者の多寡：上記「①」と同様、不特定多数との接触があった場合などは感染を広めているおそれが高まります。</p> <p>③地域における感染拡大の状況：地域において、感染者が出ていない場合や、地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えます。</p> <p>④感染経路の明否：学校内で感染者が複数出た場合、学校内で感染した可能性もあり、臨時休業を実施する必要性は高まります。一方、感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の児童生徒等に感染を広めているおそれが低い場合には、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと考えられます。</p> <p><b>【学校保健安全法第 20 条】</b></p> <p>・学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に学校の全部又は一部の休業を行うことができる。</p>
<p>8. 感染者が発生した際の 使用施設等の消毒について</p>	<p>・保健所の指示があれば、それに従い事業者の責任で使用施設等の消毒を実施します。</p> <p>※消毒の実施については、各キャンパス地域連携課にご相談ください。(APU はアドミニストレーションオフィス、附属校は各学校事務室)</p> <p>・保健所の指示がなくても PCR 陽性者が使用した 3 日以内の場所は消毒します。</p> <p>・保健所からの指示が無い場合には、以下を参考にして消毒を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－消毒の対象は感染者の最後の使用から 3 日間以内の場所とする。</li> <li>－消毒作業前には十分な換気を行うこと。ただし換気に必要な時間は諸機関により異なっている。</li> </ul>

	<p>*ヨーロッパ CDC は作業前に最低 1 時間の換気を推奨している。</p> <p>*米国 CDC は作業前に概ね 24 時間の換気を推奨している。</p> <p>－消毒範囲の目安は、感染者（疑い例含む）の執務していたエリア（机・椅子など、少なくとも半径 2m 程度の範囲）、またトイレ、休憩室や食堂などの使用があった場合は、該当エリアの消毒を行う。</p> <p>・A1（疑似症）や B（濃厚接触者）の場合は、基本的に消毒の必要はありません。平素の予防対策を徹底することが重要となります。</p> <p>－職場で仕事中は必ずマスクを着用する。</p> <p>－食事、休憩時など飲食をするときはマスクを外してよいが、人と話さない。</p> <p>－職場にできればアルコール消毒液を設置して、頻回に手指消毒を行うか、頻回に水道で石鹸を用いて手を洗うように心がける。</p> <p>－複数が接触する共有物は、朝夕少なくとも 2 回は、手袋を着用の上、拭き掃除（中性洗剤液、アルコール、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液などを用いて）を、自分たちで行う。</p> <p>（注）消毒の指針は、立命館保健センター所長（学校医、産業医）の助言にもとづく。</p> <p><b>【根拠】</b>「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（2020.9.3 Ver.4／文科省）  <a href="https://www.mext.go.jp/content/20200903-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf">https://www.mext.go.jp/content/20200903-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf</a></p> <p>・児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行いますが、必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは 0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒するようにします。</p> <p>・また、症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒</p>
--	--

	<p>は不要とされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、物の表面についてウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なりますが、24 時間～72 時間くらいと言われており、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます。</li> <li>・消毒は、「(参考) 消毒の方法及び主な留意事項について」を参考に行います。なお、トイレについては、消毒用エタノールまたは 0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用して消毒します。</li> </ul> <p>(参考) 国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」  <a href="https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200602.pdf">https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200602.pdf</a></p>
<p>9. 感染者発生公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学の学生、教職員が新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合、感染拡大防止の観点から、個人情報保護に配慮して、本人の同意を得たうえで、最小限の事実を公表しています(所属学部・研究科等の所在キャンパス名、年代など)。</li> <li>※性別や年齢、出身地、自治体公表 No.のどれに該当するかなど、個人情報特定のおそれがある情報は公表しないこととしています。</li> <li>※附属校の場合は、保護者・本人の意向等も踏まえつつ、感染拡大防止の観点から、学校長において公表の可否を判断します。</li> <li>・大学・学校内でクラスター(集団感染)の発生が認定された場合は、感染拡大防止とともに、学校としての対策など社会的説明責任の観点から、自治体とも相談しつつ、公表を検討します。また、必要に応じて、記者会見の開催を検討します。</li> <li>・公表に関する対応は、立命館大学においては、広報課が、総務部及び主管部課と連携して行います。APU においては学長室が主管部課と連携して行います。附属校においては学校執行部を中心に一貫教育部や学園の広報課と相談して対応を行います。</li> </ul>

	<p>&lt;個人情報保護及び人権尊重について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスへの感染の可能性は誰にでも、どこにでもあります。感染した人に責任はありません。感染者への誹謗中傷は許されないことです。立命館学園では、感染した学生・ご家族等の人権尊重・個人情報保護にご理解とご配慮をすべての方々にお願いしています。</li> <li>・立命館大学、立命館アジア太平洋大学（APU）では、「新型コロナウイルス感染者への差別に反対する声明」（2020年9月1日）を発出しています。</li> </ul> <p><a href="http://www.ritsumei.ac.jp/news/detail/?id=1835">http://www.ritsumei.ac.jp/news/detail/?id=1835</a></p>
<p>10. 当該の児童生徒等へのケア</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出席停止となった児童生徒等へのケア（健康状態、精神状態、自宅での様子、学習支援など）を行います。児童生徒の場合は、保護者との適切な連携をはかるものとします。学生・院生の場合は、必要に応じて保証人・家族等と連絡を取り、必要な支援を行います。</li> <li>・周囲の児童生徒等からのいじめや噂が生じないよう情報の取扱いに注意するとともに、万が一そのような状況を発見した場合は適切な指導を行うものとします。必要に応じて保護者に連携・協力を求めます。</li> <li>・感染者または濃厚接触者が留学生の場合、情報提供や健康面・精神面のケア、修学面の支援など当該留学生の心情や状況を考慮して適切な支援を行います。また、体制上可能な場合には外国語によるサポートを行います。</li> </ul> <p>&lt;教職員の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出勤停止となった教職員等へのケア（健康状態、精神状態など）を行います。</li> <li>・当該教職員等の業務の代替について、所属長の意見を踏まえて適切な措置や配慮を行うこととします。</li> <li>・教員の場合は、出勤停止期間中の代講、補講など、適切な措置を講じるものとします。</li> </ul>
<p>11. 臨時休業や出席停止を行う場合の配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒等が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な</li> </ul>

	<p>限り、補充のための授業や家庭学習を適切に課す等の必要な措置をとるよう配慮するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒等の各学年の課程の修了または卒業の認定等に当たっては弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮するものとします。</li> <li>・大学等においては、臨時休業や出席停止の指示等を行う場合については、単位認定、卒業及び課程の修了の認定または学位の授与等に関し、補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価等を通じて弾力的に対処することで学生進学・就職等に不利益が生じないように配慮します。</li> </ul> <p>【根拠】文部科学省通知にもとづく。</p>
<p>12. 児童生徒等および教職員への感染予防策実施の再徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人ひとりが感染予防の取り組みを徹底するよう、あらためて周知・啓発をはかるものとします。</li> <li>・全員への毎日の健康観察（検温、咳など風邪症状の有無）とともに、風邪症状がある場合は、登校・出勤しないよう徹底をはかるものとします。</li> </ul> <p>(参考)</p> <p>■立命館大学における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（第2版）（2020年9月16日改訂）  <a href="http://www.ritsumei.ac.jp/file.jsp?id=461129&amp;if=.pdf">http://www.ritsumei.ac.jp/file.jsp?id=461129&amp;if=.pdf</a>  ※本ガイドラインは、主に大学の部課や教職員を対象に定められたものです。</p> <p>■新型コロナウイルス感染拡大予防マニュアル（第2版）（2020年9月16日改訂）  <a href="http://www.ritsumei.ac.jp/file.jsp?id=462241&amp;if=.pdf">http://www.ritsumei.ac.jp/file.jsp?id=462241&amp;if=.pdf</a>  ※本マニュアルは、主に学生（学部生、大学院生）を対象に定められたものです。</p> <p>■立命館大学における「マスク着用」に関する申し合わせの制定について（2020年9月16日）  <a href="http://www.ritsumei.ac.jp/news/detail/?id=1852">http://www.ritsumei.ac.jp/news/detail/?id=1852</a></p>
<p>13. キャンパス・施設の保全管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時休業の判断がなされた場合でも、キャンパスおよび施設の保全管理等に必要な人員を確保し、業務を遂行します。</li> </ul>

	<p>・研究実験室、動物実験施設、危険物等を扱う施設、その他、休止・停止をせず保安全管理する必要がある施設について、当該施設の管理責任者は臨時休業期間中の当該施設設備の保安全管理に責任を持ち、必要な措置を講じるものとします。</p>
<p>14. 国際寮、合宿所など 居住・宿泊施設において 感染者が発生した場合</p>	<p>・自治体・保健所の指導・指示にもとづき、感染者である学生等の行動履歴調査によって感染経路および濃厚接触者の特定に協力します。</p> <p><b>【施設内に濃厚接触者がいないと判断される場合】</b></p> <p>・感染者本人が発症し、入院措置が必要と判断されている場合は、保健所や病院等の指示に従います。</p> <p>・感染者本人に症状がなく自宅待機を指示されているときは、当該学生等をセミナーハウスなどの別の施設に移すことを検討します。セミナーハウス等では4人部屋等であっても個室利用とし、該当のフロアに一般の学生等が立ち入らないよう制限を設けるものとします。</p> <p>※附属校の寮などで空室がないか、空室が少数の場合は、当該の生徒を民間の宿泊施設に移動させることを検討します。必要に応じて、学習上のケアを前提としつつ、実家に帰省させることも検討します。</p> <p>・自治体・保健所の指導・指示によりますが、入浴やトイレ等以外で自室から出ることを制限される場合は、食事等のサポートを行う必要があるため、関係部門の中からサポートチームを編成し、交代でサポートにあたるようにします。可能な場合は、配達弁当サービスを行う企業等への委託を検討します。飲料についてはペットボトルなどあらかじめ2週間分程度を配布しておくこととします。なお、あらかじめ当該の学生等の食物アレルギー等の有無を確認しておくよう留意します。</p> <p>・共用施設（シャワー、トイレなど）を利用するための移動の際はマスク着用を義務付けるとともに、利用後は各自手洗い・うがいなどを徹底させることとします。</p> <p>・当該の学生等に対しては、行動制限があることについて理解を得るとともに、外出しないよう指示を行います。毎</p>

日の健康観察を指示し、その記録の提出を求めることとします。また、生活状態などを含む報告を求め、必要に応じて支援を行います。

・サポートにあたっては、支援者が感染しないよう、保健センター等専門家の助言にもとづく感染予防策に細心の注意をはらうものとします。

・使用施設の清掃・消毒については清掃委託先企業と相談して対応します。

・自治体・保健所の指導・指示にもとづき、行動制限を行う期間を定めます（2回のPCR検査でいずれも陰性の場合など自治体が定める基準による）。

#### 【施設内に複数の濃厚接触者がある場合】

・感染者が発生した居住・宿泊施設内に複数の濃厚接触者がある場合、自治体・保健所の指導・指示を踏まえて、居住・宿泊者の全部または一部について当該居住・宿泊施設内での自室待機または不要不急の外出制限を要請します。

※たとえば居住・宿泊者の多数に感染の疑いまたはそのおそれがあると判断される場合は、別の施設に移すよりも、当該施設の中で、2週間の健康観察を行う方が感染拡大防止につながると考えられます。

※自室待機要請を行う必要のある学生等が少人数の場合は、これらの学生をセミナーハウスなどに移動させることを検討します。附属校などで条件がない場合は、民間宿泊施設等の利用を検討します。

※クラブの合宿所等で1室に複数名で宿泊しているケースで同居学生が感染した場合は、他の同居学生全員が濃厚接触者となる可能性があるため、条件的に可能な場合は全員を個室に移して健康観察を行うことがのぞましいと考えられます。その条件がない場合は、感染予防策に十分注意して生活するよう指導を行うものとします。

※共用施設の利用、食事等の提供、清掃・消毒、行動制限を要請する期間等は、【施設内に濃厚接触者がいないと判断される場合】の記載事項と同じ。

#### 【クラブ活動の場合】

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラブ活動の合宿所で感染者や濃厚接触者が発生した場合も、上記と同様の対応をとります。</li> <li>・上記の対応を行う期間中のクラブ活動は原則中止とします。ただし、感染者及び濃厚接触者が自室待機するのみで対応可と判断される場合、他の学生等のクラブ活動の継続を認めることはありうるものとします。</li> <li>・対外試合・練習試合・合同練習などにより、他大学・他校の学生・生徒等に濃厚接触者がいないか確認し、必要に応じて、関係機関に連絡を行うものとします。</li> </ul> <p>(参考1)「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(2020.9.3 Ver.4/文科省)の「第6章 寮や寄宿舎における感染症対策」  <a href="https://www.mext.go.jp/content/20200903-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf">https://www.mext.go.jp/content/20200903-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf</a></p> <p>(参考2)「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)」  (2020年9月3日文部科学省)  <a href="https://www.mext.go.jp/content/20200903-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf">https://www.mext.go.jp/content/20200903-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf</a></p>
15. 授業担当講師や非常勤教員等に感染者が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業担当講師や非常勤教員等が感染者または濃厚接触者に特定された際は、学校等の関係先に報告するよう周知をはかるものとします。</li> <li>【本務校を有する場合】</li> <li>・必要に応じて本務校と連絡を取り合い、必要な対応を行います。自治体・保健所との対応は本務校を中心に行うことが想定されます。</li> <li>【本務校がなく、専ら本学園で業務をしている場合】</li> <li>・本ガイドラインにもとづいて対応します。</li> </ul>
16. クラブの監督・コーチ等の指導者に感染者が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラブの監督・コーチ等の指導者が感染者または濃厚接触者に特定された際は、当該指導者は自ら学生部など関係先に報告するよう周知をはかるものとします。なお、当該指導者が企業等に勤めている場合は、自治体・保健所との対応は当該の企業が行うことになると想定されます。ただ</li> </ul>

	<p>し、学生等との濃厚接触がある場合は、大学・学校等として自治体・保健所と相談し、その指導・指示を踏まえて対応にあたるものとしします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学・学校等では、当該指導者が治癒するまでの間、クラブにかかわる指導等の諸活動を停止してもらうとともに、学生等に濃厚接触者がある場合には、クラブ活動の一時停止措置など必要な対応をとるものとしします。</li> </ul>
<p>17. 関係機関等（生協、クレオテック、委託先企業、工事関係者等）の従業員に感染者が発生した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関等（生協、クレオテック、委託先企業社員、工事関係者等）の従業員に感染者が発生し、当該感染者が学校・キャンパスにおいて執務していた場合や本学園関係者と接触があった場合は、学校法人および学校に速やかに報告いただくよう周知をはかるものとしします。</li> <li>・状況に応じて、関係機関等と連携し、本ガイドラインを踏まえて対応するものとしします。</li> </ul>
<p>18. 体調不良者が仕事や学校を休んだ際の復帰基準について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「4. 感染者または感染疑い等が発生した場合の類型と対応ガイドライン」に示した「類型 A1」に該当するケースにおいて、仕事や学校を休んだ際の復帰基準については以下の通りとしします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－4日以内に軽快する風邪症状は、通常の感冒と考え、軽快した翌日から復帰可能。</li> <li>－それ以上、症状が長引く例については、復帰の条件として、薬を飲まない状態で3日間症状が消退していること。最初の発症から8日以上経過していること。</li> </ul> </li> </ul> <p>※保健センター所長（学校医、産業医）の助言にもとづく。</p> <p>（参考）「新型コロナウイルス情報 企業と個人に求められる対策」（2020年4月20日 日本渡航医学会・日本産業衛生学会）</p> <p><a href="https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19info0420koukai.pdf">https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19info0420koukai.pdf</a></p>

以上

<参考リンク>

○文部科学省「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)

○厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策」

<https://corona.go.jp/>

以上